

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	ホンダ	リ エ
同	辻	義 隆

令和 5 年度監査委員監査結果報告の提出について

(補助金等に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

補助金等に関する事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

補助金等に関する事務^(注)

- ・ 各所属が所管する補助金等のうち、国・府等からの財源措置があるものを除いて 10 件を抽出した。
- ・ 主に直近事業年度及び進行事業年度を対象とした。

(注) 大阪市補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）に補助金等として規定されている、補助金及び利子補給金を対象とした。

2 対象所属

経済戦略局、計画調整局、淀川区役所及び財政局^(注)

(注) 財政局は後述する補助金等のあり方に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の所管所属である。

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 補助金等が適切に交付されないリスク	ア 補助金等の要綱やマニュアルは適時適切に整備、運用されているか。	指摘事項3 指摘事項5
	イ 補助金等の支出が要綱等に基づき適正に行われているか。	指摘事項2 指摘事項3
(2) 補助金等の有効性が確保されないリスク	ア 補助金等の有効性について、ガイドラインに基づき、3～4年ごとに効果検証を適切に実施しているか。	指摘事項1 指摘事項4
	イ 補助金等の見直しの状況について、ガイドライン等に基づき適時適切に公表しているか。	指摘事項5

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 地域交通支援事業補助金の必要性の検証について改善を求めたもの

【淀川区役所に対して】

予算については、限られた財源の下で決算や予算の執行状況（見込）も踏まえ、既存の施策・事業等を十分精査した上で、算定を行わなければならない。

当該補助事業の予算要求調書には、事業の内容について、交通空白地域における高齢者等に対し日常的な移動手段として、最低限度の交通手段を確保するため、日常の移動に困難を抱える区民の交通手段を提供する事業者に対し費用の一部補助を行う^(注)とされている。

(注) ただし、対象は営利を目的としない福祉的・地域貢献的活動事業に限る。

今回の監査において、当該補助事業について確認したところ、平成28年度から毎年度予算計上されているが、事業は実施されていなかった。

淀川区役所によれば、旧大阪市交通局が運行していたコミュニティバスが廃止され、その激変緩和措置として淀川区役所が運行していた福祉バスを平成27年9月に廃止することに伴い、当該補助事業を行うとして平成28年度に予算を計上した。補助事業の構築に当たって補助対象となり得る事業者に事前調査をしたところ、交付の希望がなかったため、事業開始に至らなかったとのことであった。

しかし、平成 28 年度以降、事業実施に向けて検討を行った事実は確認できなかった。

これは、限られた財源を有効に活用しなければならないという認識が不足していたことが原因である。

現状では、予算を確保している中で事業が実施されないことにより、予算が有効に活用されないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

淀川区役所は、当該補助事業の必要性について改めて検証し、今後の予算要求の要否に反映されたい。

2 淀川区地域活動協議会補助金の交付決定後の変更手続については是正を求めたもの

【淀川区役所に対して】

市民局が策定している、地域活動協議会に対する補助金の交付の基準に関する要綱（以下「基準要綱」という。）には、次のとおり定められている。

- 活動費補助金の交付の決定は、地域活動協議会の下で行われる市民活動が、区長が指定した活動分野のすべての分野にわたるものであるときに限り、これを行うことができる。ただし、自然災害や新型インフルエンザ等の感染拡大などの理由により指定活動分野の一部を実施できないと区長が認める場合はこの限りではない。（第 6 条第 3 項）

また、市民局が作成している地域活動協議会への支援に関する F A Q には、基準要綱第 6 条第 3 項ただし書き（以下「ただし書き」という。）を適用するには、区長の認定行為（決裁）が必要となり、補助事業者が交付決定後にただし書きの適用を望む場合は、変更承認申請書を提出させることが記載されている。

今回の監査において、地域活動協議会を抽出して補助金の交付から概算払に係る精算までの手続について確認したところ、淀川区地域活動協議会補助金交付要綱に定められている、区長が指定した活動分野の一部を実施していない地域活動協議会があった。

淀川区役所によれば、年度途中に当該地域活動協議会から新型コロナウイルス感染症拡大により、補助事業の一部の実施ができないとの申出があり、当時の状況から当該申出は妥当であるとして、ただし書きを適用したとのことであった。

しかし、淀川区役所は地域活動協議会から変更承認申請書の提出を受けておらず、区長の決裁も行っていなかった。

これは、基準要綱の理解が不足していたために、ただし書きを適用する際の変更承認に係る

意思決定の必要性を認識していなかったことが原因である。

現状では、補助事業を一部中止した際に、補助金交付の可否について、権限者による判断がされず、補助金が適切に交付されないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項2]

淀川区役所は、補助事業の一部中止に係る取扱いについて、マニュアル等に記載するなど、適正な事務が行える仕組みを構築されたい。

3 芸術活動振興事業助成金の実績報告書の提出時期については是正を求めたもの

【経済戦略局に対して】

補助事業実施後の実績報告の提出については、次のとおり定められている。

<交付規則>

- 補助事業者は、補助事業等が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度ごとに市長が定める期日とする。）又は補助事業等の廃止の承認を受けたときは、次に掲げる事項を記載し収支決算書又はこれに相当する書類その他市長が必要と認める書類を添付した報告書により速やかに補助事業等の成果を市長に報告しなければならない。

<大阪市芸術活動振興事業助成金交付要綱>

- 助成事業者は、要綱に定める助成芸術活動実績報告書（様式第8号）に、規則第14条で定められた事項を記載し、助成事業の完了後（中止、廃止の承認を受けた場合を含む。）速やかに作成のうえ、10日以内に市長に提出しなければならない。

今回の監査において、助成事業者から提出された実績報告書を抽出して確認したところ、要綱で定められている期間を過ぎて提出されていたものが複数見受けられ、長いものでは1か月を過ぎていたものもあった。

経済戦略局によれば、実績報告書については、助成対象外経費を含め、精算を全て終えてから提出させており、経費の精算に日数がかかり、10日以内に提出することが困難な事案があることから、助成事業者に対し、実務上の期限として、1か月以内に提出するように案内し、さらに、やむを得ない理由により報告が遅れる場合は、1か月を過ぎるものも受領しているとのことであった。

これは、実績報告書の提出期限について、助成事業者における事業の精算・報告に要する期間を十分に考慮せず、要綱に定めていたことが原因である。

現状では、要綱に定められている実績報告書の提出期限が守られていないことについて、市民に対する説明責任が果たせないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項3]

経済戦略局は、実績報告書の提出期限について、精算・報告に要する期間を考慮の上で交付規則に沿ったものとなるよう、要綱を改定するなどし、要綱と実態が異なることのないように取り組まれない。

4 大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金の補助効果の検証について改善を求めたもの

【計画調整局に対して】

補助金等は、その性質上、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、その財源の多くには市民の税金が使われていることから、必要性について市民の理解が十分に得られるものでなければならない。

財政局が策定したガイドラインによると、補助金等の必要性や効果を検証し続けるシステムとして、見直しチェックシートを活用し、補助効果の検証や補助の必要性、妥当性、有効性、公平性の4つの基本的視点からの再評価を促し、それらを踏まえて今後の方向性を明らかにするとしている。

当該補助金は、株式会社湊町開発センターに対して大阪シティエアターミナル（以下「OCAT」という。）内に設置された公的施設^(注)の管理運営に係る経費に関し、補助を行うことでOCATの公的機能を維持することを目的としている。

(注) 特に非収益性・低収益性を有するバスターミナル及び公共通路を指す。

今回の監査において、補助効果の検証ができているか見直しチェックシートを確認したところ、補助効果を検証するための具体的な指標・目標値の数値及びその測定方法の記載欄には「バスターミナルの便数、乗降客数」と示されているのみで、目標となる指標は示されていなかった。

計画調整局にどのように補助効果を評価しているかを確認したところ、OCATは特定の事業者に限らず広く一般に利用可能な公共的バスターミナルとして整備された施設であり、平常時では年間12万から13万便程度のバスが発着し、利用者は約200万人に及ぶなど、多くの市民等の移動を支える公的施設として効果を挙げているものと判断していたとのことであった。

しかし、当該補助の目的はOCATの公的機能の維持、すなわち市民等の移動を支えることができるような機能の維持であることから、便数や乗降客数の多寡のみで補助効果を測定するのは適当とは言えない。

これは、補助効果の測定方法について十分な検討がされないまま、効果検証を続けてきたこ

とが原因である。

現状では、補助の目的に沿っているかの検証が的確な測定方法により行われていないことで、市民に対し補助効果を十分に説明できず、補助金等の透明性を確保できないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項4]

計画調整局は、補助効果の測定方法を見直した上で、検証されたい。

5 見直しチェックシートの取扱いについて改善を求めたもの

【財政局に対して】

財政局は、補助金等に関する本市の考え方を明らかにし、不断の見直しを進めていくための具体的な仕組みとして、ガイドラインを平成 19 年 3 月に取りまとめ、本市ホームページにおいて公表している。

ガイドラインには、見直しのための仕組みとして、次のとおり記載されている。

- 全ての補助金等を対象として、原則的な終期設定期間とあわせ、3～4年ごとに「見直しチェックシート」を活用した重点的な見直し作業に取り組むことにより、補助金等の必要性や効果を検証し続けるシステムとする。
- 見直し作業については、業務の平準化も見据える必要があるが、平成 19 年度から順次行い、3～4年で全ての補助金等の見直しが一巡するよう取り組むこととする。具体的な進め方としては、各々の所管局がチェックシートを作成しながら進めるものとするが、個別補助金のあり方を検討するにあたっては、ガイドラインを作成した財政局も協同して取り組み、そこで得られた方向性に基づいて、次年度の予算編成に確実に反映させるなど、PDCAサイクルの観点から実効性あるものとしていく。
- 予算参考資料や決算参考資料として、ホームページ上ですでに公開している補助金等支出一覧表に加えて、見直しチェックシートについても全て公開していくことにより、市民がいつでも個別補助金等の見直し状況を把握できるようにしなければならない。

今回の監査において、監査対象の補助金等に関する各種資料の公表状況を確認したところ、補助金支出一覧はホームページ上で公表していたものの、見直しを行った年度の見直しチェックシートは公表されていなかった。

財政局によれば、ガイドライン策定後、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 年間で、各所属と財政局が協同の上、全ての補助金等の再評価及び結果の公表を行い、一定の適正化が図られたため、以降は各所属長のマネジメントにおける自律的な見直しを進めていくこととした。平成 24 年度の予算編成から、補助金支出一覧等については、引き続き公表を行うが、見直しチェックシートの公表は行わず、予算算定調書に係る参考として活用する取扱いに運用を変更

したものの、ガイドラインの改定は行っていないとのことであった。

これは、見直しチェックシートに係る取扱いの変更とガイドラインの改定を連動させることができていなかったことが原因である。

現状では、ガイドラインと異なる取扱いをしていることについて、市民への説明責任が果たせないリスクがある。

したがって、次のとおり指摘する。

[指摘事項5]

財政局は、見直しチェックシートの取扱いについて、ガイドラインと実態が異なることのないよう、ガイドラインの改定を含め、整理されたい。

第7 その他

留意すべき事項

今回監査を実施したところ、補助金等の取扱いについて要綱等と異なる運用をしているものが散見された。

また、本監査の予備調査で各所属が提出した見直しチェックシートには、財政局が作成した記載要領との齟齬^{そご}があり、必要性や効果を適切に検証しているか一見して判断できないものが多数見られた。

財政局は、本監査の結果を踏まえ、不断の見直しに取り組んでいくために補助金等に関する本市の考え方を明らかにしたガイドラインの趣旨や、必要に応じて見直しチェックシートの記載誤りが多い点について各所属に周知するなど、補助金等の所管所属による見直しが有効に行われるよう支援されたい。

各補助金等の所管所属は、ガイドラインの趣旨を改めて認識した上で、補助金等の必要性や効果について適切に検証し、上記財政局の支援を活用して不断の見直しを進められたい。

本監査で多数の指摘事項が検出されたことから、次年度以降も補助金等事務の状況を確認するため、定期的に監査を実施していく。

参考

図表－１ 本監査の対象補助金等

補助金等名称	所 管
地域交通支援事業補助金	淀川区役所
大阪市淀川区青色防犯パトロール活動補助金	淀川区役所
淀川区地域活動協議会補助金	淀川区役所
大阪市芸術活動振興事業助成金	経済戦略局
A T C 公共的空間整備事業補助金	経済戦略局
大阪市水源対策事業補助金	経済戦略局
大阪市中小企業制度融資代位弁済補助金	経済戦略局
大阪市地域景観づくり活動費助成金	計画調整局
大阪市大阪シティエアターミナル内公的施設管理運営補助金	計画調整局
大阪ドーム公的施設管理運営補助金	計画調整局